◆2025年度：住宅・建築物の脱炭素関連の補助金・支援制度一覧（1）住宅向け補助金

最終更新：2025年12月

当リストは、ウェブサイトなどで入手可能な情報をClimate Integrateにてまとめたものであり、最新情報を含め、全て網羅できていない場合もあります。詳細は、各執行団体・各省庁にお問い合わせください。

Climate Integrate 作成

補助事業名称	府省庁名	Link	事業内容	補助先	建物種別		補助率	工事区分		建築物		エネマネ	再エネ		蓄エネ蓄電池	木造（新築）	執行団体（担当窓口）	国担当部局
					区分（戸建・集合）	利用種別（一般住居・賃貸・その他）		新増改築	改修	断熱施工	設備機器 ※1（空調・換気・照明・給湯）		太陽光	その他				
地域脱炭素推進交付金 （地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】）	環境省		地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進。	地方公共団体等	戸建住宅・集合住宅	問わず	2/3～1/3、定額	○	○	△ ※3	△ ※3	△ ※3	△ ※3	△ ※3	△ ※3			環境省、大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 ℡:03-5221-8233
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業＊			初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を 目指します。	民間事業者・団体等	戸建住宅・集合住宅	問わず	太陽光発電設備：定額 蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3）	○	○				○		○		一般社団法人環境イノベーション情報機構（EIC）	環境省、地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、脱炭素ライフスタイル推進室 ℡：0570-028-341
断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省ＣＯ２加速化支援事業（先進的窓リノベ2025事業）			高い断熱性能を持つ窓への改修に関する費用の一部を支援。	既存住宅の所有者（個人・法人）、集合住宅であれば管理組合・管理組合法人等 ※2	戸建住宅・集合住宅	問わず	工事内容に応じて定額 （補助率1/2相当等）		○	○ （開口部のみ）							住宅省エネ2025キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口 ℡：0570-022-004	
戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業（経産省連携）			戸建住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を支援	住宅取得者・所有者等（法人含む）	戸建住宅	一般住宅	定額、1/3	○ 新築のみ		○	○ 照明対象外	△ ZEH+の場合	○	○	○		一般社団法人環境共創イニシアチブ	
集合住宅の省CO2化促進事業＊			集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化	民間事業者等	集合住宅	問わず	1/3等	○		○	○		○	○	○			
既存住宅における断熱リフォーム支援事業＊			既存住宅において、省CO2関連投資によるエネルギー消費効率の改善と低炭素化を総合的に促進し、高性能建材を用いた断熱改修を支援。	民間事業者・個人	戸建住宅・集合住宅	問わず	1/3以内		○	○	△照明 集合住宅共用部のみ				○ ※4		公益財団法人北海道環境財団	
空き家における省CO2改修支援事業＊			空き家等を業務用施設として利活用する事業において、古く性能の低い既存の設備を改修し省CO2性の高い設備機器等の導入を支援する。	地方公共団体・民間事業者・団体等	戸建住宅、店舗併用住宅	空き家等を利活用した業務用施設	1/3		○	○	○ 照明対象外			△ バイオマス熱利用のみ			一般社団法人静岡県環境資源協会	
既築住宅のZEH改修実証支援事業＊	経産省		エネルギー消費量の更なる削減、断熱性能の向上、快適性向上に資する、既存住宅のZEHを超える省エネ改修（外皮の高断熱改修に使用する建材の導入費用断熱材、窓・ガラス、玄関ドア等の開口部材や、空調・給湯・換気設備の導入費用）を支援。	民間事業者・個人	戸建住宅	社宅・寮、店舗付き住宅、賃貸は補助対象外	1/3以内		○	○	○ 照明対象外						一般社団法人環境共創イニシアチブ	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課、水素・アンモニア課
高効率給湯器導入促進による家庭部門の 省エネルギー推進事業費補助金（給湯省エネ事業）			家庭で最大のエネルギー消費源である給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行う。	個人・民間事業者 ※2	戸建住宅・集合住宅	問わず	導入する高効率給湯器に応じて定額を補助	○	○		○ 給湯器						住宅省エネ2025キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口 ℡：0570-022-004	
賃貸集合給湯省エネ事業 （既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業）			給湯分野について、特に賃貸集合住宅に対して、従来型の給湯器を小型の省エネ型給湯器に交換する(リースを含む)支援を行う。	賃貸集合住宅のオーナー等 ※2	集合住宅	賃貸	導入する高効率給湯器に応じて定額を補助		○		○ 給湯器						住宅省エネ2025キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口 ℡：0570-022-004	
優良木造建築物等整備推進事業＊	国交省		炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物の普及に資する優良なプロジェクトに対して支援を行う。	民間事業者等・地方公共団体	木造中高層住宅	問わず	1/3等 ※7	○								○	優良木造建築物等整備推進事業評価事務局 ℡：03-6262-8220 月～金 11:00～16:00（祝日・年末年始を除く） mail：sendo-shien@kiwoikasu.or.jp　※当面の間、メール対応	
特定施策賃貸住宅ストック総合改善等事業		p27	UR賃貸住宅において、既存ストックの有効活用等を図るため、都市再生機構が行う省エネ改修等に対しての支援を行う。	ＵＲ都市機構	集合住宅	UR賃貸住宅	ＵＲ　1/3等		○	○			○					
サービス付き高齢者向け住宅整備事業 ＊			「サービス付き高齢者向け住宅」として登録される住宅の整備事業を公募し、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一部を補助し支援。	民間事業者等	―	サービス付き高齢者向け住宅（①ZEH相当水準の新築②再エネ等設備設置）	①：3/26 ②：1/10	○	○	○	○		○ ※8	○	○		サービス付き高齢者向け住宅整備事業 事務局 e-mail：info@satsuki.mlit.go.jp	
長期優良住宅化リフォーム推進事業＊			既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修等に対して支援を行う。	民間事業者等	戸建住宅・集合住宅	問わず	1/3		○	○	○ 照明対象外			○	○		長期優良住宅化ﾘﾌｫｰﾑ推進事業 評価室事務局 ℡：03-5805-0522 平日 10:00～16:00（12:00～13:00除く） 技術的相談 soudan@choki-reform.mlit.go.jp その他の質疑 qanda@choki-reform.mlit.go.jp	
子育てグリーン住宅支援事業　(新築については環境省連携) ＊(GX志向住宅のみ今年度は終了)			新築住宅について、子育て世帯などに対して「ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ住宅」の導入や、既存住宅に省エネ改修や子育て対応改修等を行うリフォーム工事に対する支援を行う。	建築主等 ※5	戸建住宅・集合住宅	問わず	定額	○	○	○	○ 照明対象外	△ 新築でGX志向型住宅の場合			○ ※9	規定の省エネ性能を満たす場合 注）	住宅省エネ2025キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口 ℡：0570-022-004	
住宅・建築物省エネ改修推進事業＊ （社会資本整備総合交付金等）			住宅・建築物のカーボンニュートラルの実現に向け、既存住宅・建築物の省エネ改修を加速するため、省エネ改修等に係る支援を行う。	確認要 注）	戸建住宅・集合住宅	問わず	定額 （国と地方の合計） 省エネ基準適合レベル：30万円/戸（補助対象費用の４割を限度） ZEHレベル：70万円/戸（補助対象費用の８割を限度）		○	○	○ 照明・給湯のみ						国土交通省住宅局住宅生産課 ℡：03-5253-8111	
サステナブル建築物等先導事業（木造先導型） （新規公募はなく、令和4～5年度採択案件の交付・実績報告等のみを取り扱う運用）			建築物における木造化の推進に向けたモデル性、先導性が高いプロジェクトとして選定されたものを対象に、調査設計計画費、建設工事費、技術の検証費用及び附帯事務費に掲げる額の一部を支援。	民間事業者等	戸建住宅・集合住宅	問わず	1/2	○	○							○	サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）実施支援室 toiawase@sasute-moku-shien.com 電話番号：03-5229-7586 受付時間：月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 11：00～16：00(12：00～13：00を除く)	
サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型）			先導性の高い住宅・建築物の省エネ・省CO2プロジェクトを支援。	建築主等（事業者）	戸建住宅・集合住宅	問わず	1/2など	○	○	○	○	○	△ ※6	○	○	規定の省エネ性能を満たす場合 注）	一般社団法人　環境共生まちづくり協会　省CO2先導審査室 〒162-0824　東京都新宿区揚場町2-21　東ル6F TEL　03-6228-1410 【電話受付時間】 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 10:30～16:30　(12:00～13:00を除く)	

【凡例】　緑色：改修を含む補助事業、　水色：個人が利用可能な補助事業

○：補助対象　△：特定の要件を満たす場合に補助対象　＊：今年度の公募は終了

注）ホームページ等の公開情報からは詳細不明。詳細は、各執行団体または担当省庁にお問い合わせください。

※1　対象となる設備詳細は、該当補助金情報を確認のこと。

※2　住宅の所有者等(個人・法人)　高効率給湯器を導入する共同事業者が個人の場合、J-クレジット制度への意思表明が補助対象条件であり、モニタリング協力が求められる。

※3　地方公共団体が脱炭素先行地域に選定されていること又は再エネ発電設備を一定以上導入すること。

※4　戸建住宅で、断熱改修と同時に導入する場合のみ補助対象とする。

※5　GX志向型住宅の新築または分譲住宅(新築)購入を行うすべての世帯、長期優良住宅・ZEH水準住宅の新築または分譲住宅(新築)購入を行う子育て世帯または若者夫婦世帯のいずれか

※6　他システムとの連携等、モデル性や先導性が認められる場合に限り、補助対象となる場合がある。

※7　新築の建築物は、原則として、住宅部分においては ZEH 水準、非住宅部分においては ZEB水準に適合すること。ただし、CASBEEの S ランク又はこれと同等以上の性能を有するものとして第三者評価を取得するものにあってはこの限りではない。

※8　全量自家消費であること等の要件を満たす場合に補助対象

※9　定置用リチウム蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4 年度以降登録・公表されている蓄電システムであること